

IMF 経済政策の起源

—理論と方法—

西 川 輝

1. 世界金融危機と IMF の改革

世界金融危機を契機に、不安定性を露呈させている国際金融システムを如何にして再建していくべきか。その道筋は、危機から5年余りを経た今もおついていない。学術的なレベルでは、不可逆的に進行する金融グローバル化の潮流を如何にして管理するか、事実上ドル一極体制の国際通貨システムに内在する問題を如何にして克服するか等、危機の原因分析を巡る見解の相違、それゆえの改革の方向性を巡る対立が存在する。さらに具体的な政策立案の現場もまた、当事者間の戦略・利害の対立や、次々と生起するシステム不安・国内経済課題へのパッチワーク的な政策対応に追われ、抜本的な改革を実行に移す環境にはないように思われる。

こうした混乱の渦中で、急速な変革を求められてきたのが IMF である。改革は、①ガバナンスの改革：クオータの増資と新興国・途上国の発言権を強める形での出資比率の調整、②融資制度改革：財源の拡充、危機への柔軟な対応に重点を置いた制度の新設、コンディショナリティの簡素化、③サーベイランスの強化：リスク評価体制の強化、G20 等の国際フォーラムとの連携強化という3点を軸に進められた。次々と繰り出される国際社会からの要望を受け、IMF の改革は「なし崩し的」な様相を呈している。

サミットで IMF の改革が謳われるとき、IMF の役割との関連で、必ずといってよいほど「国際通貨システムの安定」という言葉が登場する。もちろん、こうした IMF の役割に対する把握はそれ自体誤っていない。事実、IMF

協定第1条は、国際通貨システムの安定を通し国際経済の発展に寄与することを、IMF の目的・理念として位置付けている。

しかし、理念の正当性が、直ちに、理念を実現するための具体的な方法の妥当性および実現可能性まで担保するわけではない。IMF の改革が「理念偏重」で独り歩きする一方で、IMF 経済政策の理論的・方法的な特徴もまた意識されねばなるまい。

ここで、IMF に特徴的な政策といえ、その融資政策の枠組み—借入国には一定のコンディショナリティが課される—や、サーベイランス等を通し加盟国の政策運営に注文をつけるといった方法、マネタリーアプローチに基づくフィナンシャルプログラミングといった手法が、直ちに想起されよう。そしてこれら IMF 経済政策の理論的枠組みについては、IMF エコノミストの作品も含め¹⁾、わが国でも、経済政策論・国際金融論の領域ですぐれた研究が次々と発表されている²⁾。

しかし、現在では当然のことと考えられているこれらの政策体系が、IMF に固有の役割として設立時点から存在していたわけではない、という点については、意外と知られていない。それらの政策枠組みは、設立後の歴史的文脈のなかで、徐々に形成されてきたものであった。実際、国際収支調整ないしマクロ経済管理のための原初的な理論—アブソープションアプローチ

1) De Vries (1987), IMF (1987), Polak (2004)

2) 白井早由里 (1999), 大田英明 (2009), 国宗浩三 (2013)

チーや、コンディショナリティの原型となる「融資条件」の枠組みは、1950年代初頭にその起源をもっている。ではこれらの政策枠組みは、どのような歴史的条件下で形成されたものであったのか。本論では、今なおIMF経済政策をかたちづくる政策体系の形成過程について、その起源に立ち返って明らかにする。

2. IMF 研究——方法を巡る論点

これまでも、ブレトンウッズ体制に関する理論的・歴史的研究のなかで、IMFの設計や、同機関が戦後国際通貨システムの形成期において果たした役割については、射程に収められてきた。そしてこれまでのところ、二つの通説的なIMF像まで形成されてきてはいるのだが、本論で問題にする、IMFそれ自体の政策形成過程については、ほとんどといってよほど検討されてこなかった。これはなぜか、そして本論ではどのようなアプローチで課題に接近するか。まず、通説的な像に関する説明から始めよう。

第一の通説的なIMF像は、IMFによるアジア通貨危機への対処の失敗を契機に形作られてきた。1997年7月、タイに始まった通貨金融危機への政策対応を巡り、IMFに対し、厳しい批判が噴出したことは周知のとおりである³⁾。批判は、主に危機の原因を巡り「外因説」の立場を採る論者たちから寄せられた。

たとえば代表的な論者の一人であるジョセフ・スティグリッツ (Joseph Stiglitz) は、その著書 *Globalization and its Discontents* におい

3) アジア通貨危機の経緯とIMFの対応については荒巻健二 (1999)、外因説論者の主張についてはSachs (1997)、Feldstein (1998)、Stiglitz (2002) に詳しい。さらに、危機の背景をなしたとされる資本自由化とIMFの在り方については、Fisher ed. (1998) に詳しい。同書では、資本自由化の効果およびそのシークエンスや適切な資本規制の在り方など、リーマンショックを経ていっそう活発化の様相を見せている資本自由化論争へと連なる論点が提示されている。

て、次のようにIMFの「変貌」に言及している⁴⁾。彼によれば、設立当初のIMFは、国際公共機関として「健全な」理念に基づいていたという。すなわち、ブレトンウッズ体制下のIMFは、「市場の失敗」を前提とするケインズ主義に立脚し、景気逆循環的なマクロ政策を通じたファインチューニングによって完全雇用と経済成長を図ることこそ政府の役割であり、その実現のために国際協調が必要であるとの認識を有していた。さらに、短期的・投機的な資本移動を均衡破壊的なものとみなし、為替自由化における経常収支と資本収支—とりわけ短期資本収支—を区別する考え方に立っていた。

ところが「発足からかなりの年月を経てIMFは驚くほどに変貌してしまった」と、スティグリッツは慨嘆する。彼によれば、1980年代に入り「レーガノミクス」や「サッチャリズム」といった「新自由主義」的な経済政策が台頭するなか、IMFもまた「ケインズ主義」を放棄して市場原理主義者へと変貌した。市場は自ずと効率的な結果を生み出すとの信念に基づいて小さな政府を標榜し、マクロ政策運営における規律を重視し、マクロ経済に対する政府の介入を否定し、規制緩和・民営化といった構造改革を唱道するとともに、投機的であっても自由な資本移動は望ましいという立場に転換したという。

こうしたIMFの「変貌」を巡る把握は、いまや通説的となっている。実際、アジア通貨危機を契機にIMFの功罪を巡って活発化した議論で、この「使命の変質＝ミッション・クリープ (mission creep)」に触れないものはほとんど皆無であるといつてよい。近年のIMF改革が、一方で今次の危機への対応を目的とするものでありながら、他方でコンディショナリティの改革など、IMFの「変貌」に対する一定の修正を含んでいることは明らかであり、この意味で、こうした見解は一見説得的であるかのよ

4) Stiglitz (2002), pp.11-18.

うにもみえる。

続いて、第二の通説について説明しよう。第二の通説は、ブレトンウッズ体制の成立を巡る歴史（国際金融史）研究の領域において形成されてきた⁵⁾。そして興味深いのは、これら歴史の領域における研究は、上記「IMF健全説」とは異なり、IMFの役割について肯定的な評価を下していないという事実である。

ブレトンウッズ体制とIMFの成立を巡って英米間において繰り返された交渉の過程については、現在に至るまで数多くの研究が蓄積されてきた⁶⁾。これらの研究が明らかにしているように、ブレトンウッズ体制はその構想に携わった英米両国の対抗と妥協の産物であったが、一方で、1930年代の経験を繰り返すまいとの共通認識に支えられたものでもあった。

まず国内政策面では、裁量的なマクロ経済政策を通じた完全雇用および経済成長の追求と金本位制との間に生じていた矛盾を、「調整可能な釘付け制度」と呼ばれる為替相場制度と、一時的な国際収支の失調を補填するためのIMF融資とによって緩和することが想定された。また国際的には、近隣窮乏化政策と経済のブロック化を防ぐため、国際貿易の発展に資する「多角的決済体制」の樹立が追求された。そして、こうした枠組みの実現と維持に向け、国際協調を促進することがIMFの使命とされたのだ。

ところが、IMFによる通貨調整を通じ国際通貨システムの再建を図るという構想は、決して同時代のコンセンサスではなかった。多角的貿易決済体制の構築を巡る実践方式として、IMFのような国際機関を用いることは非現実的であるとの認識が存在したのである。

実際、戦後のドル不足の影響で、主要各国ではシステムの設計者たちが当初想定していたデ

フレではなく大規模な復興需要に起因する激しいインフレが生じ、国際貿易は多角的決済体制ではなく双務協定によって規定された。多角的決済体制の成立には、1958年末における西欧主要通貨の対外交換性の回復および1961年2月における西欧主要国のIMF8条国への移行を待たねばならなかった。「戦後過渡期」は、当初の想定のおよそ3倍もの長きにわたって継続したのである。

さらに、IMF協定は、資金規模の有限性からIMFはドル不足と復興需要に起因する資金需要には応じない旨を規定していた。このため、戦後復興期における国際流動性の供給は、戦後圧倒的な大国となって立ち現われたアメリカ政府によるドル供給によって、その大部分が賄われた。結局、1950年代中頃にかけて、加盟国によるIMF資金の利用は低迷の一途を辿った。以上からもわかるとおり、第二の通説は「機能不全のIMF」という「健全」とは異なった像を提示する。

ところが、なぜこれまでの研究で、IMFの政策形成過程如何という論点が語られてこなかったのかという問題は、実はこの「健全」と「機能不全」という、一見すると相反する通説を今一歩掘り下げるなかで見えてくる。私見によれば、実際のところ二つの評価は共通の視角から導出されている。すなわち、「IMF＝主要国の設計した国際通貨システムに従属的な存在、ないしアメリカはじめ主要国の戦略・利害を補完するための存在」という見方、これである。そして、こうした方法論のために、IMFそれ自体を分析する視点が、等閑視されてしまったのである。

例えば、「IMFの変貌説」における「国際公共機関として健全なIMF」との評価は、戦後の国際通貨システムを、その創設の理念のみに着目して「調整可能な固定相場制度＋裁量的なマクロ政策＋経常取引に限定した通貨の交換性回復」と解釈し、そうした「健全な」システムの理念とIMFが実際に果たした役割とを同一視するところから導かれている。すなわちIMF

5) 例えば、Bordo (1993) を参照されたい。

6) 先駆的にはHarrod (1951), Gardner (1969), 最近の成果としてSteil (2013)。またわが国では、本間雅美 (1991), 岩本武和 (1999) が詳しい。

は、そうした国際通貨システムの下で設定されたルールに従属的な存在である、との見方が立論の前提に存在しているように思われる。しかしこれらの説では、IMFが国際機関としてどのような理論や方法に基づいて何を行っていたのか、という点については明らかにされない。これらの研究は、IMFの「設立の理念」とアジア通貨危機に帰結する、そのいわば「現代的な役割」との間の距離感に目を奪われ、「変貌」のインパクトを強調しようとするあまり、自らの拠って立つ歴史像への視点が不十分であった。そしてそれゆえに、IMFの政策論についても「健全」なケインズ主義の理念に基づいていたというやや曖昧な把握に止まっている。

一方で、国際金融史の領域における「機能不全」という評価もまた、根本的には第一の通説と同様の方法論に立脚している。それはすなわち、IMFが「アメリカはじめ主要国の期待通りには」機能していなかったという評価の仕方である。当然、こうした評価の前提には、「主要国の戦略・利害を補完することこそIMFの本来的な役割であったにもかかわらず」との認識が隠されている。このため、「機能不全」という評価を下すに止まっていることからわかる通り、これらの研究も、IMFの機能の「成否」を論じるのみであり、その政策路線の理論的・方法的な特徴や、その形成過程については言及していない。

もちろん、IMFの組織構造や沿革といった客観的な諸条件に立ち入ってみれば、先行研究がIMFの役割を主要国の戦略や利害に従属的なものとして描いてきたことは、不自然なことではない。IMFは、専務理事を頂点に戴き具体的な政策立案や調査研究に携わるスタッフ部門を抱える一方、加盟国の通貨当局者によって構成される総務会および理事会を最終的な意思決定者として置いている。またIMFは、とりわけアメリカの影響下で創設されたという生い立ちを持つ。ギルピン (Robert Gilpin) の「覇権安定論」は、IMFを、覇権国アメリカの提供する「国際公共財」でありアメリカの利害を

貫徹するための「ツール」であるとみなしている⁷⁾。また、ギルピンの研究と同様の潮流に属するグールド (Erica Gould) の研究では、IMFはいわばその「補完的出資者」の意向に沿う機関であるとみなされており、ブレトンウッズ体制下においては、やはりアメリカの影響下にあったと位置づけられている⁸⁾。

このため本論も、こうした「IMFは主要国の部分集合である」との見方を否定するものではない。しかし、こうした方法論だけではIMFの果たすべき役割について十分な検討を加えることができないのではないかと、という問題意識もまた有している。

では、どのような新しい視点が必要か。私見では、それは「IMF自身の視点」であるように思われる。すなわちより具体的には、IMFの組織としての利害の担い手であったと考えられるIMFスタッフ部門の能動性ないし自律性であるように思われる。というのも、IMFが主要国の意向に沿う機関であるとしても、いったん創られた組織には、その組織に独自の論理や利害が生じる可能性も十分にあると考えられるからである。はたしてIMF内部において、その理念の「健全」性とは裏腹の「機能不全」という現実は無批判に受け入れられていたのか、自らの役割を模索しようとする能動的な力学は働かなかったのか、「組織の自律性」という視点を設定すれば、直ちにこれらの疑問が生じる。

とりわけ注目すべきは、IMFが機能不全に陥ってゆくとされる時期—1950年代初頭—は、先に触れたように、IMF経済政策の「現代的な骨格」が形成されてゆく時期と重なっているという事実である。以上を踏まえ、本論では、「IMFの自律性」という組織の論理とIMF経済政策の形成過程との接合を追究する。そして、これまでほとんど顧みられることのない

7) Gilpin (1987)

8) Gould (2006)

かったIMF経済政策の起源を解明する。なお、本論で用いる資料は、ワシントンD.C.のIMF Archivesで収集したものである。

3. ブレトンウッズ体制とIMFの成立

第二次大戦後の国際通貨システムは、戦前の金本位制とは異なり、国際協調を意識的に組み込んだ設計主義にその特徴があった。ブレトンウッズ体制と呼ばれるこの構想の具体案を作成したのは、イギリスのケインズ(John Maynard Keynes)とアメリカのホワイト(Harry Dexter White)であった。1943年4月に公表されたケインズ案とホワイト案は、それぞれ英米両国の国益を反映してその内容に差異を含んでいたが、三つの点で共通の理解に立っていた。

すなわち第一に、国際通貨システムの再建を通して多角的な国際貿易体制を復活させることに重きを置いていた。この背景には、投機的な短資移動・競争的減価・為替管理といった「通貨面」での問題が大戦間期の国際通貨システムの混乱、そして1930年代における国際貿易の縮小につながったとの見方があった。こうした理念から、IMF協定では第8条の「加盟国の一般的義務」において為替管理の廃止が規定された。もっとも、短資移動は均衡破壊的なものと見なされていたので自由化の義務は經常勘定に係る通貨の交換性回復に限定された。また第二に、国内的には裁量的なマクロ政策運営を通して完全雇用を追求しながら、対外的には国際収支の均衡の維持を可能とする、それによって国際貿易に膨張圧力を生じせしめることを可能とするような国際通貨システムが構想された。

そして第三に、第一と第二の点を実現するために新たな国際金融機関を設立することが計画されていた。ケインズが「国際清算同盟」、ホワイトが「連合国安定基金」と呼んだこの国際機関が後のIMFである。この新設の機関は、その加盟国に対し、内外均衡の同時追求がもたらす矛盾を緩和するための融資を提供しながら經常取引に係る通貨の交換性回復を促すという通貨調整を実施することが期待された。

双方の交渉を経て、構想は、1944年7月の国際会議において連合国44か国の合意のもとブレトンウッズ協定として成立し、IMFの創設が決定した。IMFは、多角的な国際貿易を金融面から実現すること―加盟国に対し、内外均衡の同時追求がもたらす矛盾を緩和するための融資を提供しながら、經常取引に係る通貨の交換性回復を促すこと―を使命として誕生した。

ところが、実はこのブレトンウッズ構想は決して同時代のコンセンサスではなかった。戦時中より、戦後世界においてアメリカと西欧主要国との間で、経済的な不均衡すなわちドル不足が生じることは容易に予想された。しかし、戦後復興の問題をどのようにして解決するか、という点について、ブレトンウッズ協定では積極的な手立てが用意されていなかったのである。

IMF協定では、「基礎的」な国際収支不均衡を解消するための方法として、為替平価を調整することを加盟国に認めていたが(調整可能な釘づけ)、何を以て「基礎的な不均衡」とするのか、その定義は曖昧であった。さらに、「過渡期条項」なる一条が、協定第14条に設けられていたが、本条は、そもそもIMFは復興に対応する機関ではないと断ったうえで、加盟国に対し、復興目的でのIMF資金の利用を禁止する一方、「戦後の過渡期」においては、国際収支上の理由に基づく為替管理の維持を認めるという方針を示した。すなわち、戦後復興問題の解決については、事実上、ブレトンウッズの枠組みから外されていたわけである。

こうした問題を受け、ハーバード大学教授のウィリアムス(John Williams)は、「英米の二国間協力関係」より「国際機関における多国間協力」を重視すること、「戦後過渡期の問題の解決」より「国際通貨システムの再建」を重視することの非現実性を批判した。そして多角的決済体制を樹立するための方法として、①対英復興支援を提供するとともにポンド残高を処理し英米間の経済的均衡を回復すること、続いて、②まずはポンドとドルの間で交換性と為替相場の安定を実現すること、然る後に、③漸次、こ

うした二国間協力体制の枠組みを多国間に広げていくことを提案した。彼は、IMFによる通貨調整は、そうしたプロセスを経た後に展開されるべきであると論じた。「基軸通貨案」として知られる彼の主張は、多角主義を志向する点でブレトンウッズ構想の理念を否定するものではなく、あくまでその実践方式を問題にしたものであった。しかし当時は、ブレトンウッズ協定に対する有力な代案として注目を集めた。

実際、1947年3月のIMF業務開始から数か月のうちに起きた出来事は、IMFによる国際通貨システムの再建に先立って、まず戦後過渡期の問題が先に解決されなくてはならなかった現実を物語っていた。トルーマンドクトリンの発表を契機に、世界が冷戦体制へと突入してゆくなか、6月のマーシャル演説は、アメリカ政府による対欧復興支援が必要であることを謳っていた。さらに8月には、英米金融協定に基づいてポンドの交換性回復が試みられたが、折からの投機によって呆気なく失敗に終わった。依然として、IMFが所期の機能を果たす環境にはなかったのである。

4. OEECとEPUの台頭

マーシャルによる対欧復興援助構想の発表を受け、1947年7月、西欧では援助の受入機関としてCEECが結成された。こうしてアメリカ政府が西欧の復興に乗り出す一方、西欧諸国の側もまた域内通商の活性化に向けて自律的な動きを見せ始めた。戦後西欧の域内通商は双務協定に依存して展開していたが、そうした双務協定の貿易拡大には限界があること、そのため域内経済の多角化が必要であることが次第に認識されるようになっていたのである。

こうしてCEECの結成を契機に、西欧諸国は、双務協定のスイング部分を多角化するための域内経済機構づくりを巡って協議を開始した。アメリカ政府もまた、西欧諸国の復興のためには、域内の双務協定を廃止することが必要であると認識を示していた。

では、こうした主要国間の動きを、IMFは

どのようにみていたのか。初代専務理事のギュット (Camile Gutt) はじめIMFスタッフたちにとって重要だったことは、西欧の動きが、限定的とはいえIMFが使命とする通貨の交換性回復を追求する計画だったということである。こうしてIMFスタッフたちは、1950年9月に欧州決済同盟 (European Payments Union : EPU) の成立へと至る西欧の動向と関り方を模索してゆくことになる。

4-1. 欧州域内多角化構想とIMF

IMFと西欧の接触は、西欧からのアプローチを契機に始まった。1947年7月末、CEECは域内経済の多角化に向け始動することを正式に決定するとともに、この決定の中で「欧州域内経済の多角化に向けて助言を行うという、IMFが果たすべき役割は重要である」との方針を示した⁹⁾。こうしてCEECの検討委員会に出席を要請された専務理事のギュットは、オブザーバーとして、8月にパリそして9月にロンドンで開催された委員会に参加した¹⁰⁾。

IMFによる西欧への関与について、一つの在り方が示されたのは10月末のことだった。ギュットと共に渡欧した調査局長のバーンスタイン (Edward Bernstein) が、理事会でCEECの計画について概説するとともに、計画に内在する問題点とIMFによる介入の可能性について明らかにしたのだった¹¹⁾。

計画に内在する問題とは、各国間の利害対立であった。そもそも西欧諸国の目的は、双務協定の制約を打破しドル不足下においてなお域内貿易を発展させることにあった。そしてこの目的を達するには、各国間の双務協定の収支尻を

9) Horsefield et al. (1969), Vol.1, p.213

10) IMF Archives (以下IA), Executive Board Minutes 47/203., European Committee for Economic Cooperation, August 12th, 1947

11) IA, Executive Board Minutes 47/218., Committee of European Economic Cooperation, October 23th, 1947

多角的に清算し決済する機構の確立が必要だった。しかし、二国間債権債務関係の多角的清算は、域内通貨間の交換性回復を意味しており、計画には、巨額のポンド残高を抱えその交換性回復を回避したいイギリスが抵抗を示していた。さらに、域内の黒字国であるベルギーと、フランスやオランダなど域内の赤字国との間の債権債務関係の決済の方法についても、妥協点が見出されなくてはならなかった。黒字国は金ドルでの決済を望んだし、金ドルを節約したい赤字国は信用供与による決済を要求したのである。

こうした事情から、機構の成立は難航していた。ベルギーはじめ5カ国しか機構への参加を表明していないという事態を説明した上で、バーンスタインは、これら諸国が、域内決済用の資金をIMFに依存する可能性があることを示唆した。理事会は、現段階では何らかの方向性を打ち出すべきではないとしながらも、スタッフにIMF融資の利用可能性について検討するよう要請した。

それから一カ月後の1947年11月、ベルギー初め5カ国は、「第一次多角通貨相殺協定」を締結した。協定の実施期間は1947年12月から翌年6月までと決められた。参加国が少なかったこと、参加国間の債権債務関係の不均衡が著しかったこと等の理由から、双務協定の制約を打破することはできず、十分に収支尻の清算が進むことはなかった。

12月末、調査局のスタッフによって、欧州域内決済に対するIMF資金の利用可能性についてメモが作成された¹²⁾。このなかでスタッフは、次の二点に触れ、西欧への積極的なアプローチを提言した。①欧州の機構に対し、IMFが信用を供与することは可能である。域内債権国に債権国通貨を提供すれば、当該債権国の

IMFからの引出権は拡大する。域内債権国は、IMFの保有するドルを利用することが出来る。②双務協定の多角化はIMFにとっても喫緊の関心事である。多角化の地理的範囲を拡大していくためにも、信用供与を行うことで、また決済機構の代理人となることで、この動きに積極的に関与すべきである。

4-2. 欧州からの後退

しかし、こうしたスタッフたちの関心とは裏腹に、この後、IMFと西欧との間には溝が形成されていく。西欧に対するアプローチを妨げたのは、西欧諸国によるIMFの介入に対する抵抗と、IMF理事会すなわちIMF自身による介入への批判であった。外見上は、西欧とIMFが互いに距離をとりあう格好となったわけである。では、なぜこうした状況の変化はなぜ生じたのか。この背景には、①代理人問題、および②「ERP (European Recovery Program) の決定」に伴う対欧融資計画の挫折という二つの問題が存在した。

4-2-1. 代理人問題

第一次多角通貨相殺協定がCEECで検討されていた1947年10月、協定に参加する予定であったベルギーなど5カ国の専門家は、パリで会合し、債権債務の清算業務を行う代理人について協議を行った。IMFは、この10月のパリ会議にも招待を受けていた。そして協定参加国は、IMFに代理人を依頼する予定であった¹³⁾。

ところがIMFは、このパリ会議に代表を送らなかった。一方、この会議に代表を送っていたのはBISであった。BISの代表は、自らが代理人の役割を果たすことを申請し、5カ国の代表もこの申し出を受諾した。IMFは、BISに代理人のポストを奪われる形となったのである。

IMFは、なぜ代表を送らなかったのか。実際のところ、その理由は一種の事故のようなも

12) IA, Staff Memoranda 47/160., The unresolved problem of financing European trade, December 16th, 1947

13) Horsefield et al. (1969), Vol.1, p.215

のだったということしかわかっていない。およそ1年後の1948年11月、理事会の場でギェットは、「BISは上手くやったのだ。誰も責めることは出来ない。全くの勘違いであったが、IMFはその会議(引用者補足:10月のパリ会議)に代表を送らなかった。しかし、BISは送ったのだ。BISはその素晴らしいオフィスの提供を申し出て、欧州諸国はそれを受け入れたのである」と述べている¹⁴⁾。この点について、ホースフィールド(John Keith Horsefield)は、「招待状が届いた際に専務理事も調査局長もワシントンを留守にしていたため、この招待に関し指示が出されないまま、IMFは機を逸してしまったというのが実態ではないか」と分析している¹⁵⁾。

決済機構において代理人になるか否かは、西欧の多角化に参与する上で重要な意味を持っていた。IMFは、事故によって西欧への足掛かりを得る機会を逃してしまったのである。

4-2-2.「ERPの決定」と対欧融資計画の挫折

さて、1948年に入りマーシャル援助の発動が近付くと、IMF内部では、アメリカ政府から復興支援を受ける欧州諸国に、IMF融資の利用を認めるか否かが論点となった。アメリカ理事のオーバビー(Andrew Overby)は、IMFが欧州に対して米ドルで融資を実施すれば、アメリカ政府の対欧支援計画を混乱させることになると述べ、マーシャル援助の被支援国は、一復興目的にとどまらず、国際収支調整も含め一般的にIMF資金への依存を控えるべきであると主張した。

これに対し欧州諸国の理事たちは、マーシャル援助のような計画の存在によって直ちにIMF資金の法的な利用権が削られることはないとして抵抗した。すなわち、戦後復興期におけるIMF融資の利用については、協定14条

5項で「IMFは、戦後過渡期が調整期間であることを認め、調整期間であることに起因する加盟国の要請の受理について決定するにあたり、相当の疑義に対しては加盟国に対し有利な決定を下すこと」と規定されていたが、援助の存在が「相当の疑義」を巡る評価を厳格にすべきではないとの主張であった¹⁶⁾。

しかしオーバビーは、アメリカ政府による復興計画が始まった以上「相当の疑義」に対する解釈を厳格化させざるを得ないとの考えを譲らなかった。さらに根本的な問題として、IMFの資金は欧州の復興需要によって消尽されるべきではなく、復興期が終了した後の資金需要にも対応してゆかなければならないという事情があった。欧州の理事たちは、このIMF資金の保護の問題には、各国が自制すれば対応できるとして抵抗したが、4月5日、アメリカ理事の主張に沿い、IMF理事会は、マーシャル援助の被支援国はIMFを通じた米ドルの利用を控えるべきであるとの決定を行った¹⁷⁾。

この「ERPの決定」は、スタッフたちの対欧融資計画に影を落とした。すでに1948年1月の理事会で、バーンスタインが、欧州への信用供与を実行するよう理事たちに訴えていた¹⁸⁾。

彼は、CEEC5カ国間による第一次多角通貨相殺協定の下での清算の進展がはかばかしくない現状を説明し、IMF融資の供与によってこの閉塞状況を打破することが可能であると主張した。その一方でバーンスタインは、二つの要因が、欧州諸国によるIMF資金の利用を妨げていると述べた。一つは、仮に米ドルの引出を行わなくとも、IMF資金の利用によって米ドルの引出可能枠が低下してしまうことを、欧州の債務国が懸念しているということ、いま一つは、資金の利用によって生じる買戻しの義務に

14) IA, Executive Board Minutes 48/382., European Payments Arrangement, November 12th, 1948

15) Horsefield et al. (1969), Vol.1, p.215

16) IA, Executive Board Minutes 48/253., European Recovery Program, January 21st, 1948

17) IA, Executive Board Minutes 48/294., Use of the Fund's Resources-ERP, April 5th, 1948

18) IA, Executive Board Minutes 48/253., European Recovery Program, January 21st, 1948

は米ドル等の交換性通貨で対応しなくてはならないということだった。これに対し理事会は、具体案について検討するようスタッフに要請するにとどまった。

スタッフは、「ERPの決定」から一カ月後の5月、理事会に対応融資計画の具体案を提出した。スタッフのメモでは、欧州諸国が双務協定において互いに設定している信用枠を最大限利用したとしても、ベルギーを中心とする域内黒字国に3億3800万ドルに上る債権超過が生じると試算した上で、IMFは3億3800万ドル相当の債権国通貨を「追加的に」提供可能であると提言していた¹⁹⁾。

しかしこの提言に対し、理事会の反応は否定的であった²⁰⁾。すでにマーシャル援助が発動されている状態でIMFが追加的な信用を供与することは、欧州諸国によるぜいたく品の輸入を促すのではないかとの疑問、さらに、「ERPの決定」と欧州への介入との兼ね合いに関する疑問も提示された。

6月の理事会で、アメリカ理事のオーバピーは、IMFが欧州に融資を行うようなあらゆる計画を批判した。彼の主張は、アメリカの欧州復興計画に対する影響、欧州によるぜいたく品の輸入が増加する可能性、IMFの資金が欧州諸国によって消尽されるリスクなどに言及したものであった²¹⁾。この主張を受け、理事会は、IMFによる欧州の清算機構への融資を制限する決定を行った²²⁾。こうして、「ERPの決定」を契機にスタッフたちの計画は挫折を余儀なくされたのだった。

4-3. EPUの成立

一方、第一次多角通貨相殺協定の期限が近づくなか、1948年4月、CEECに代わって誕生したOEECでは、新たな清算機構の設立に向けて議論が行われていた。清算を促進する上での課題は、最終的な決済に充当する資金をどのようにして確保するかにあった。すでにIMFからの融資が望めない状況下にあったOEEC諸国は、マーシャル援助の実施機関としてアメリカ側に設立された経済協力局(Economic Cooperation Administration; ECA)と交渉を行い、援助の一部を決済資金に充当することを認められた。

こうして10月、新たな清算機構である「第一次欧州域内相殺協定」が設立された。この機構は、各国が双務協定の相手国に「引出権」と呼ばれる一種の援助枠を設定しあった点に特徴があった。債務国による引出権の利用は、債権国から債務国への「援助」を意味するが、債権国は一方的に援助を行うわけではなく、供与した引出権と同額のドルを、マーシャル援助から受け取ることができた。しかし、この機構もまた、既存の双務協定を基礎として各国の収支尻を清算・決済するという点において、前年の協定と根本的に同様であった。引出権の設定はあくまで二国間に限られており、その多角的な利用は認められていなかった。

これに対しギュットは、1948年11月の理事会で、「IMFはパリの動向と深く本質的な利害関係にある」というタイトルの演説を行い、OEECを軸に展開する清算機構へのIMFの関与を強く訴えた。彼は、「パリで計画されていることは、多角化するわち通貨の交換性回復である。IMF協定もまた、交換性回復を目指しており、この意味でパリでの動向とIMFは無関係でいられない」と述べ、OEECを中心に進められている域内多角化の試みに強い関心を示した。そのうえでギュットは、「国際的な通貨政策の実施主体は一つしか存在しない。それはただ一つ、IMFだけである。したがって、IMFはあらゆる動きに関与し、あらゆる組織を国際

19) IA, Staff Memoranda 48/226., Multilateralization of European Payment Agreements among Fund members, May 7th, 1948

20) IA, Executive Board Minutes 48/316., European Clearing Arrangements, May 12th, 1948

21) IA, Executive Board Minutes 48/322., European Payments Arrangements, June 2nd, 1948

22) IA, Executive Board Minutes 48/323., European Payments Arrangements, June 4th, 1948

的な通貨政策に従属させなくてはならないのである」と訴えた。

一連の発言からは、本来は自らが推進主体となるべき西欧の為替自由化が、OEECの下で推進されていくことへの懸念が透けて見える。しかし、「ERPの決定」以来、IMFの関与に対する理事会の姿勢は一貫して否定的であり、こうしたギョットの訴えが受け入れられることはなかった²³⁾。

なお第一次欧州域内相殺協定は、1949年9月、「第二次欧州域内相殺協定」へと発展し、双務的に固定されていた引出権の25%が多角化された。しかし引出権の75%については依然として双務的に固定されており、多角的な清算機構に向けて課題を残していた。

清算機構の多角化は、1949年12月、ECAによる提案を契機に大きく前進することとなった。この提案は、各国間の貿易収支尻を「欧州域内清算同盟」と名づけられた機構を通し多角的に決済すること、すなわち同盟参加国間の債権債務を、新たに創設される共通計算単位に換算したうえで「同盟に対する」債権債務に置き換えて決済することを謳っていた。また提案では、同盟と債権国・債務国との間に一定の信用枠を設定すること、すなわち引出権の多角化も計画していた。こうした清算同盟の成立は、欧州諸国の目的であった多角的清算機構の誕生を意味していた。

ギョットにとって問題だったのは、この機構が独自の運営理事会(Managing Board)によって運営されること、その運営理事会が、IMFではなくOEECの下で政策決定を行う可能性があることだった²⁴⁾。彼は、1950年1月の理事会で、「(a) IMFは欧州の支払問題と強い利害関係にある。このため、現在、欧州で行われている協議に、技術的・政策的レベルで関与す

べきである。(b) IMF加盟国のうち欧州で構想されている計画に参加する加盟国は、IMFに事前に相談すべきである。(c) 仮に地域的な通貨機構が必要なのであれば、そうした機構はIMFによって提供されるべきである」との持論を展開した。

しかし理事会では、「これまで欧州に対し否定的な姿勢を採ってきた以上、この期におよんでIMFが欧州諸国に協議を呼び掛けるのは適当ではない」との見方が大勢を占めた。ギョットの提案は、またも受け入れられなかった²⁵⁾。

他方、欧州の側でもIMFの介入に対する抵抗は根強かった。当時、IMF調査局のスタッフであり、また著名なIMF史家でもあるドフリース(De Vries)は、こうした抵抗の背景を次の4点に求めている²⁶⁾。①「ERPの決定」によって、IMFの保有するドル資金の利用が制限されてしまったことによる欧州諸国のIMFに対する失望感、②①とも関連して、IMFはアメリカ政府の傀儡であるとの見方が存在したこと、そのうえで、すでにECAを通してアメリカ政府と連携している以上、IMFの関与は不要であるとの見方を欧州諸国が有していたこと、③ECAと国務省を中心とするアメリカ政府の一部も、欧州の統合を進めるために不可欠な手段としての清算同盟の独立性にコミットしていたこと、④同盟の運営を円滑化するうえで、OEECの決定にIMFの承認が必要となるような仕組みは欧州諸国にとって都合が悪かったこと。

1950年9月、清算同盟案はEPUとして具体化した。EPUを通じた決済には、西欧諸国に加えスターリング地域やフラン地域といった西欧諸国の通貨地域も参加した。こうして西欧諸国の試みは、ドル地域と西側世界の決済圏をほとんど二分するほどの多角的決済機構を生み出

23) IA, Executive Board Minutes 48/382., European Payments Arrangement, November 12th, 1948

24) Horsefield et al. (1969), Vol.2, p.327

25) IA, Executive Board Minutes 50/520., European Payments Arrangements, January 13th, 1950

26) Horsefield et al. (1969), Vol.2, pp.328-329

した。当初1952年6月までをその起源として設立されたEPUは、1950年代を通して更新され1958年末に西欧諸国が通貨の交換性を回復するまで存続した²⁷⁾。一方、OEECとEPUの台頭によって、IMFは開店休業状態に陥ってゆくこととなったのである。

5. IMF 復権に向けた試み ——現代的政策路線の起源

西欧諸国はマーシャル援助の下で着実に復興を進め、1950年の時点で戦前水準を超える工業生産力を回復するに至った。他方、依然としてインフレは収束しておらず、アメリカとの間の経常収支不均衡もまた顕著であった。

この段階で、協定14条は、依然として国際収支上の理由から加盟国に為替管理の採用を認めていた。しかし、OEECとEPUの台頭によって自らの地位が脅かされていくなか、スタッフたちは、早くも加盟国に為替自由化を促すための方策を検討し始めた。為替自由化の障害となっている国際収支上の要因とは何か、そうした要因をどのように解消してゆくべきか、これらの点について検討を始めたのである。そしてこうした「組織の自律性」というべき論理に基づき、現代的なIMF経済政策の枠組みが形成されてゆくことになる。

5-1. 戦後インフレとドル不足への対応

IMFは、加盟国が為替管理を維持する要因をどのように捉え、どのようにその為替自由化を推進しようとしたのか。この点を知る上で有益なのは、1950年からIMFが刊行を始めた『為替制限に関する年次報告書 (Annual Report on Exchange Restrictions)』である。この報告書では、その名称が示す通り、加盟国の採用する為替制限の現状とIMFによる分析がまとめられていた。

さて、スタッフが『第1次為替制限に関する年次報告書』を作成したのは、1950年2月から3月にかけてのことだった²⁸⁾。原案のなかでスタッフは、各国の国際収支（ドル地域に対する経常収支）が依然として不安定であることを指摘し、①残存するインフレ圧力と、②国際的に根強いドル不足をその要因として挙げた。

そのうえで、インフレ圧力への対処については、次のように緊縮的マクロ経済政策の重要性に言及した。「すべての加盟国は、自国の為替平価を長期的に維持することができないような財政金融政策を採用すべきでない。現在のようなインフレを回避し、その国際収支に対する悪影響を除くような緊縮的政策を採用するよう求める」。そして、ドル不足への対処については「加盟国の国際収支を圧迫しているのは、明らかに国際的な要因であり、これについてはいかなる加盟国も単独では対応しえない」、「加盟国の行動は著しく相互依存的である。ある加盟国が為替制限を撤廃しようということは、他の加盟国の政策及び行動の結果であることが多い。このことは協調に基づく計画の必要性を強調するものであって、各国の政策は、為替自由化を志向する加盟国の努力を阻害するのではなく、これを最大限援助するものでなくてはならない」と述べた。

このようにスタッフは、「加盟国が為替制限を維持している理由は国際収支不均衡である、国際収支不均衡は、各国のマクロ経済政策で対処すべき側面を持ちながらも、根本的には国際的なドル不足問題の存在に影響を受けている」と現状を分析した。さらに、「通貨の交換性回復に対するこの二つの障害に立ち向かう上で、加盟国に積極的な協力と助力を差し伸べるのがIMFの方針である」、「各国は通貨分野にお

27) EPUの成立史については、Kaplan et al. (1989) に詳しい。

28) IA, Staff Memoranda 50/436., First Annual Report on Exchange Restrictions, February 6th, 1950

—50/436Revision2., First Annual Report on Exchange Restrictions, March 1st, 1950

ける統合的な調整および協力機関として、IMFの果たすべき役割を認めている。IMFは、加盟国間の協調的行動を主導し、多角決済体制の樹立に寄与したい」として、自らが為替自由化の推進主体であることを強調した。

スタッフたちは、自ら為替自由化を推進する主体としての地位を確立するべく、「インフレと戦後のドル不足に起因する国際収支不均衡」の解決に取り組まねばならなかった。こうした役割は、当初ケインズとホワイトの構想した「加盟国による内外均衡の同時達成を、短期融資の供与で支援する」という役割、すなわち戦後のデフレと失業を想定した役割とは異なるものであった。

5-2. アブソープションアプローチの考案

IMFスタッフは、為替自由化の障害として国際収支不均衡を挙げ、その是正には緊縮的マクロ政策を通じたインフレの抑制が重要であると謳っていた。では、国際収支の問題を国内マクロ政策運営と結び付ける考え方は、どのようにして生まれたのだろうか。

当初、対外不均衡の調整手段としては、短期的な失調にはIMF融資、そして深刻なドル不足のような「基礎的不均衡」の場合は、「調整可能な釘づけ」制度の活用によって是正されるものと想定されていたはずである。実際、金本位制下においては「自動調整メカニズム」が、そして1930年代末以降は、為替相場の変更によって經常収支が調整されるとする「弾力性アプローチ」が一般的な国際収支調整の考え方となっていたことから、必ずしも同時代において国際収支の調整をマクロ政策と関連付ける方法が自明だったわけではない。そこで「アブソープションアプローチ」と呼ばれる国際収支調整理論について説明し、同時代におけるIMFの国際収支調整の考え方について明らかにしておきたい²⁹⁾。

このアブソープションアプローチは、經常収支(CA)を、国内総生産(Y)と国内総支出(アブソープション=消費・投資:A)の差として

把握する($CA = Y - A$) ($\Delta CA = \Delta Y - \Delta A$)理論である。この理論に基づくと、經常収支の改善はYの拡大とAの抑制によって達せられるが、完全雇用下では国内総生産の水準を変化させることはできない。このため「經常収支を改善するには、財政金融政策の引締めによってアブソープションを抑制せよ」、これがこの理論の政策的含意となる。

この理論は、国際的なインフレという戦後過渡期の問題に起因する国際収支不均衡に対応する過程で、調査局のスタッフたちによって考案されたものだった。すでにIMFの業務開始当初から、バーンスタイン率いる調査局スタッフたちは、「戦後の国際収支不均衡はインフレに起因している」との認識を有していた。そして1950年頃までに、加盟国へのミッションの経験等を通し「インフレの背景をなす過剰な国内総支出を抑制しなければ、為替減価を行っても不均衡を是正することはできない」という、アブソープションアプローチの考え方の基礎を形成していった。

アブソープションアプローチは、為替相場と貿易収支との関係を巡る弾力性アプローチの効果を検証する試みを通して生み出されたものであった。弾力性アプローチの下では、為替相場の変更と貿易収支の関係は、専ら貿易財の相対価格の変化と貿易財の価格弾力性の関係から分析される。為替相場の変化が総生産や総支出に与える影響について分析しない点で、弾力性アプローチは部分均衡分析であった³⁰⁾。

一方、アブソープションアプローチでは、為替相場の変更が総生産や総支出に与える影響が考慮される。例えば為替減価が行われると、切下げ国の輸出品価格は低下し、同時に貿易相手国ではその財の輸入需要が増加する。切下げ国

29) この理論は調査局のポラック(J.J.Polak)によって発展し、次のアレキサンダー(Sidney Alexander)の論文で広く知られるようになった。Alexander (1952)

30) De Vries (1987), pp.13-24

はこの輸入需要の増加分を満たすことが求められるが、そのためには輸入需要の増加分だけ国内総生産を拡大するか、その財に対する国内総支出を抑制し輸出に回さなくてはならない。国内総生産が拡大するとき、国内総生産の増加分全てが輸出に回されるわけではなく「国内吸収性向 (c)」と呼ぶべき乗数を通じて国内総支出に影響を与える ($\Delta A = c \Delta Y - \Delta B$, ただし ΔB は、為替減価が Y 以外の変化を通じて国内総支出に与える影響である)。一方で、完全雇用下では、短期的に国内総生産を拡大することができない。このため、完全雇用水準を超えてインフレ圧力が存在する場合であればなおさら、いずれ国内総支出が抑制されない限り、為替減価によっても貿易収支は改善しないことになる。

このように、加盟国のマクロ経済を管理しその政策運営に注文をつけるという IMF 経済政策の理論的基礎は、IMF スタッフが戦後過渡期の諸問題に対処する過程で生み出されたものであった。なおこのアブソープションアプローチに続き、50年代半ばにはマネタリーアプローチが³¹⁾、そして60年代初頭にはマンデルフレミングモデルが³²⁾、それぞれ IMF の調査局において創出されることになる。

5-3. 融資制度改革

マクロ政策介入の「理論」としてアブソープションアプローチが創出される一方、いわば介入のための「方法」もまた、この時期に確立をみた。ギュットとルース (Ivar Rooth)、二人の専務理事が、IMF 資金の「利用条件」を整備し融資制度を加盟国のマクロ経済管理のための手段として確立させたのである。

5-3-1. 自動性論争

IMF 融資の利用については、協定第 5 条がそ

の原則を規定している。しかしその内容は、曖昧さを残しており、業務開始当初から、理事会内部ではその解釈を巡る対立が続いていた。争点となっていたのは、第 3 項「利用に関する条件」の「通貨の買入を希望する加盟国は、その通貨が現に必要である旨を示さなくてはならない」という一文であった。こうした曖昧な表現は、IMF 設立交渉を巡る英米間の「妥協の産物」であった。すなわち「その通貨が現に必要であるか否か」を厳格に IMF の裁量で審査すべきであるとするアメリカと、「その通貨が現に必要である」ことを唯一の条件としてほとんど自動的に IMF 資金を利用可能とすべきであるとするイギリスとの間の対立が、背景に存在していたのである。

融資の利用条件が定まらないことは、必然的に加盟国の資金需要を低迷させた。IMF の融資額は、1947 年度の 6 億 600 万ドルから、1950 年度には 2800 万ドルへと減少した。

5-3-2. ギュットによる改革

融資の利用条件を巡る対立を融和し、IMF 融資の活性化に向けた制度整備が行われる契機となったのは、ギュットによる融資制度改革であった。1950 年 11 月、理事会の非公式セッションにおいて、ギュットは「理事会における争点を円満に解決するような提案をしたい。論理が逆と言われるかもしれないが、私の目的は唯一前進することだけである」と述べ、融資の利用条件に関する対立の緩和を優先する姿勢を表明した。

ギュットが対立の緩和を急いだ背景には、対立が資金の死蔵を招き、ひいては IMF の立場を貶める方向に作用しているとの認識が存在した。彼は、「明らかなことは、IMF は議論を尽くす組織であると同時に、何より実行力ある組織でなくてはならないということである。IMF は、加盟国による資金の利用を制限するのではなく、彼らに資金利用を認める方向で活動すべきである」と述べ、IMF 資金の積極的な利用を認める姿勢を示した。

31) Polak (1957)

32) Boughton (2002)

しかしギョットの提案には、もう一つの仕掛けがあった。彼は、「IMFの資金は、IMF協定の目的に向けて実効的な計画を採用する加盟国によって活用されるべきである」と述べた。すなわちギョットは、IMF資金の積極的な利用を謳いながら、一方でその利用には、「IMFの目的」と整合的な計画の履行という条件が付されるべきことを主張したのだった。

では、IMFの目的と整合的な「計画」とは何か。その内容についてギョットは、「融資の対象となる実効的な計画とは、インフレの抑制であり、現実的な為替相場の設定であり、通貨の交換性回復であり、差別的措置の廃止である」と説明した。彼は、「これはIMFにとっても建設的なことだろう。主導権と活動の場を獲得し、これまで失われてきた権威を回復する契機である」と述べた。

ギョットは、IMF資金への可能な限り自由なアクセスを望むイギリスはじめ欧州側と、資金の利用に条件と審査を付けて管理しようとするアメリカ側の双方に配慮しながらも、資金利用の条件の中に「通貨安定と為替自由化」というIMFの目的を巧みに織り込んだ。そして、「融資の活性化」と「為替自由化の推進主体としてのIMFのプレゼンスの復権」という二つの目標の同時達成を追求したのであった³³⁾。

1951年に入ると4月末の理事会で、ギョットの提案が議論された³⁴⁾。依然として、資金利用に対し政策面での条件が付されることを嫌う一部の理事からは反対もあったが、ほとんどすべての理事が、IMF融資の利用に関する一つの原則としては承認し得るとの姿勢を示した。こうして5月初頭の理事会で、ギョットの示した方針は承認された³⁵⁾。

33) IA, Executive Board Documents 51/828., Use of the Fund's Resources-Managing Director, February 5th, 1951

34) IA, Executive Board Minutes 51/670., Use of Fund's Resources, April 25th, 1951

35) IA, Executive Board Minutes 51/672., Use of Fund's Resources, May 2nd, 1951

5-3-3. ルースによる改革

1951年5月に任期を終えたギョットに代わり、融資制度改革は、第二代専務理事のルースに引き継がれた。ギョットの提案は、IMF融資の利用に関する方針を打ち出した点で画期的だったが、依然として「原則」の域を出るものではなかった。ルースは、IMF融資を活性化させるべく、より具体的な資金利用の条件について改革を進めた。

まずルースが着手したのは、金利手数料体系の改訂であった。1951年10月の理事会で、ルースは「短期的な資金の利用を促進するとともに、長期間にわたる資金の利用を抑制してゆきたい」と述べ、従来の金利手数料の体系について、①期間の長さに関らず徴収される手数料を引き下げるとともに、②短期間の資金利用にかかる金利と長期間の資金利用にかかる金利との間の差を広げる提案を行った。理事会では、多くの理事がこの提案を支持した³⁶⁾。

またルースは、資金の短期的な利用を促すため、金利手数料の改革と並行して資金の「買戻し」の条件について、明確化する作業にも着手した。IMF協定は、第5条7項で買戻しの条件について規定していたが、具体的な期限については明記していなかった。11月の理事会でルースは、「IMFの目的を達するために、IMFの資金を流動的にしてゆきたいと考えている。そして、IMFを回転基金とするために、加盟国の買戻しの期間を比較的短期間に区切りたいと考えている。加盟国に短期の資金利用を促す金利手数料の改訂に加え、IMF資金の積極的な回転を促すべく、3年から5年の間に買戻しを行うことが望ましいと考えている」と述べた。既存の金利体系では融資の利用期間が最大10年目まで設定されていたことから考えても、この提案は、買戻し期間の短縮を意味していた。

金利体系の改訂と買戻し期間の短縮は、IMF

36) IA, Executive Board Minutes 51/710., Use of Fund Resources-Charges, October 26th, 1951

資金の利用を厳格化する提案であるかのようにも受け止められる。しかしルース自身が述べているように、その狙いは、資金の利用期間の短縮を通し IMF 資金の回転を促すことにあった。あくまで、IMF 融資の活性化が目的だったといえよう。

実際、これらの改革と併せ、ルースは、IMF が保有する加盟国通貨のクォータに対する割合の 100% までの部分、すなわちゴールドトランシェの範囲内での資金利用については、政策面での条件を緩和する計画を提案した³⁷⁾。この提案は理事会でも支持を集め、1952 年 2 月の理事会で「①加盟国が適切な政策を実施することが融資の可否において重要となること、②ゴールドトランシェの資金利用について IMF は事実上審査を行わないこと、③加盟国は引出後 3 から 5 年以内に自国通貨の買戻しを行うこと」が決まった。この提案は、考案者の名前をとって「ルース・プラン (Rooth Plan)」と呼ばれた。この「ルース・プラン」は、以後、IMF の融資制度の骨格を成していくことになる。

さらにルースは、「場合によっては、喫緊の資金利用の要請に関する協議ではなく、6 カ月から 12 カ月以内に加盟国から資金利用の必要性が示された場合はいつでも直ちに資金の利用を認めるという保証を加盟国に与えるための協議が必要かもしれない」と述べ、いわゆる「融資予約」の制度の必要性にも言及した³⁸⁾。1952 年 10 月の理事会は、この提案を採用し「ゴールドトランシェの範囲内の金額で、かつ期間 6 カ月以内」という条件で、融資予約を認める旨を決定した³⁹⁾。以降、IMF 融資制度の中核をなしていくスタンバイクレジットの原型は、こうして誕生した。

37) IA, Executive Board Minutes 51/714., Use of Fund's Resources, November 7th, 1951

38) IA, Executive Board Minutes 52/10., Use of Fund's Resources and Repurchases, February 13th, —Executive Board Minutes 52/11., Use of Fund's Resources and Repurchases, February 13th, 1952

39) IA, Executive Board Minutes 52/57., Stand-by Credit Arrangements, October 1st, 1952

ギョットの声明に始まり、ルースの創意によって進められた一連の改革によって、IMF 資金の利用条件が整備され、理事会内部の対立も終息した。しかし注目すべきは、資金の利用条件が整備されたことそれ自体より、むしろその利用条件に「適切な政策の履行」が含まれたことであろう。以後、加盟国は、IMF 融資の利用にあたり、融資を活用した交換性回復の実行、ないし為替自由化の障害となっていた経常収支不均衡を是正するための、緊縮的マクロ政策の履行を求められることになった。こうして IMF は、融資制度を、加盟国のマクロ経済政策に介入するための手法として確立したのである。

おわりに

戦時中に始まった英米間の戦後構想を巡る交渉は、ブレトンウッズ協定に一つの妥協点を見出すことになった。しかし IMF は、多角主義の実践方式として、同時代のコンセンサスではなかった。代わって 1948 年に始まったマーシャル援助は、西欧諸国の生産力の回復に寄与すると同時に OEEC による欧州域内決済の多角化に向けた試みとも結びついた。1950 年までに西欧の生産力は戦前水準を回復し、OEEC の試みは、軟貨圏の大部分を包含する多角的決済機構である EPU の成立に結実した。

他方この間、ギョットら IMF スタッフたちは、IMF が唯一の「為替自由化の推進主体」であるとの認識から、開業当初から西欧への関与を試みてきた。しかし、IMF 理事会と OEEC 側の抵抗もあって、すなわち、主要国の意向によって、IMF はほとんど「開店休業状態」を余儀なくされた。

もっとも当初より、IMF が、そうした戦後復興の役割を果たしうるだけの機能を有していたわけではない。すでに述べたように、協定 14 条は、加盟国に対し復興目的での IMF 資金の利用を禁止する一方で、1952 年 3 月までは国際収支上の理由による為替管理の維持を認めていた。この限りで、戦後復興期の事態の

推移とブレトンウッズ構想自体に矛盾はない。ところがIMFの側に視点を移したとき、こうした把握は過度の単純化といわねばなるまい。マーシャル援助からEPUの成立に至る過程を、IMFが国際通貨システムの再建と運営に乗り出すまでの単なる「過渡期」にすぎないとみる「予定調和的な論理」は、スタッフの側には存在しなかった。スタッフたちは、事態の推移を「IMFのプレゼンスの低下」という危機感をもって受け止めていた。とりわけ、OEECの下でEPUが成立してゆくプロセスは、為替自由化の推進主体としての自らの役割が脅かされる過程として映った。

こうしてスタッフたちは、1950年代に入ると自らが主体となって加盟国の為替自由化と多角的決済体制の樹立を推進するべく、戦後過渡期の諸問題の解決に、正面から取り組むことになった。問題は、黒字国アメリカにおける「デフレや失業」がもたらす国際経済の縮小としてではなく、むしろ赤字国側の「インフレと国際収支不均衡」として顕在化していた。そしてこれらの不均衡は、「調整可能な釘づけとIMFによる短期融資の供与」という当初想定された一種の「ルール」によって自動的に解消しうるものではなかった。アブソープションアプローチの考案と融資制度の改革は、こうした事態を開き、IMFの復権を進めるための方策であったといえよう。加盟国の政策運営に介入してその調整を図り、以て国際通貨システムを機能させんとする現代的な手法は、戦後過渡期の歴史的な条件と、IMFの「組織の自律性」との相互作用によって生み出されたものであった。

本論の冒頭で述べたように、世界金融危機以降、IMFの改革が「なし崩し的」に進められてきた背景には、IMFの「マンデート」の在り方が、「国際通貨システムの安定」という概念の範囲内で、ソフトに解釈されているという事情が存在するように思われる。しかし、本論で示してきたように、「国際通貨システム」という概念は「歴史性」を伴う。果たして、世界金融危機後のシステム不安とは、基軸通貨の在

り方の問題なのか、主要国のマクロ政策運営あるいは政策協調の問題なのか、よりミクロな多国籍金融機関の行動の問題なのか、仮にそれら全てを含むとしてその相互関連性はどのように把握されているのかなど、今なおはっきりしない点は少なくない。本論の分析をもとに、IMFが独自に築きあげてきた政策路線と、世界金融危機の歴史的位相との関連性を明らかにすること。これが、今後の課題となる。

参考文献

- ・Alexander, Sidney (1952), "Effects of a Devaluation on Trade Balance," *Staff Papers*, Vol.2, No.2, IMF, pp.263-278
- ・Bordo, Michael D. (1993), "The Bretton Woods International System: A Historical Overview," in Bordo, Michael D. and Barry Eichengreen eds., *A retrospective on the Bretton Woods system: lessons for international monetary reform*, University of Chicago Press
- ・Boughton, James M. (2002), "On the Origins of the Fleming-Mundell Model," *IMF Working Paper*, WP/ 02/107, IMF
- ・De Vries, Margaret G. (1987), *Balance of Payments Adjustment, 1945 to 1986: the IMF experience*, IMF
- ・Feldstein, Martin (1998), "Refocusing the IMF," *Foreign Affairs*, March/April
- ・Fisher, Stanley ed. (1998), *Should the IMF pursue capital-account convertibility?*, Princeton University International Economics (岩本武和監訳 (1999) 『IMF資本自由化論争』岩波書店)
- ・Gardner, Richard (1969), *Sterling-dollar diplomacy: the origins and the prospects of our international economic order*, McGraw-Hill (村野孝・加瀬正一訳 (1973) 『国際通貨体制成立史——英米の抗争と協力』東洋経済新報社)
- ・Gilpin, Robert (1987), *The political economy of international relations*, Princeton University Press (佐藤誠三郎・竹内透監修・大蔵省世界システム研究会訳 (1990) 『世界システムの政

- 治経済学——国際関係の新段階』東洋経済新報社)
- ・ Gould, Erica (2006), *Money Talks: International Monetary Fund, Conditionality and Supplementary Financiers*, Stanford University Press
 - ・ Harrod, Roy F. (1951), *The life of John Maynard Keynes*, Macmillan
 - ・ Horsefield, John K. and Margaret G. De Vries (1969), *The International Monetary Fund, 1945-1965: twenty years of international monetary cooperation*, IMF
 - ・ International Monetary Fund (1987), “Theoretical Aspects of the Design of Fund-Supported Adjustment Program,” *Occasional Paper*, No.55
 - ・ James, Harold (1996), *International monetary cooperation since Bretton Woods*, IMF
 - ・ Kaplan, Jacob J. and Gunther Schleiminger (1989), *The European Payments Union: Financial Diplomacy in the 1950s*, Oxford University Press
 - ・ Polak, Jacques J. (1957), “Monetary Analysis of Income Formation and Payments Problem,” *Staff Papers*, Vol.6, No.1, IMF, pp.1-50
 - ・ Polak, Jacques J. (2004), *Economic Theory And Financial Policy: Selected Essays Of Jacques J. Polak, 1994-2004*, M E Sharpe Inc
 - ・ Sachs, Jeffery (1997), “IMF is a Power unto itself,” *Financial Times*, Dec11th
 - ・ Steil, Benn (2013), *The Battle of Bretton Woods: John Maynard Keynes, Harry Dexter White, and the Making of a New World Order*, Princeton University Press
 - ・ Stiglitz, Joseph (2002), *Globalization and its Discontents*, W.W. Norton & Company, 2002 (鈴木主税訳 (2002) 『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』 徳間書店)
 - ・ 荒巻健二 (1999) 『アジア通貨危機と IMF——グローバルバリエーションの光と影』 日本経済評論社
 - ・ 伊藤正直 (2010) 『なぜ金融危機はくり返すのか——国際比較と歴史比較からの検討』 旬報社
 - ・ 伊藤正直・藤井史朗編 (2011) 『グローバル化・金融危機・地域再生』 日本経済評論社
 - ・ 伊藤正直 (2012) 『金融危機は再びやってくる——世界経済のメカニズム』 岩波書店
 - ・ 岩本武和 (1999) 『ケインズと世界経済』 岩波書店
 - ・ 大田英明 (2009) 『IMF (国際通貨基金) ——使命と誤算』 中央公論社
 - ・ 国宗浩三 (2013) 『IMF 改革と通貨危機の理論——アジア通貨危機の宿題』 勁草書房
 - ・ 櫻川昌哉・福田慎一編 (2013) 『なぜ金融危機は起こるのか——金融経済研究のフロンティア』 東洋経済新報社
 - ・ 白井早由里 (1999) 『検証 IMF 経済政策——東アジア危機を超えて』 東洋経済新報社
 - ・ 本間雅美 (1991) 『世界銀行の成立とブレトンウッズ体制』 同文館
 - ・ 矢後和彦 (2011) 「世界経済の編成原理はどう変わってきたか——国際金融機関の論争史」 伊藤正直・藤井史朗編 『グローバル化・金融危機・地域再生』 日本経済評論社
 - ・ 米倉茂 (2005) 「IMF 協定第 8 条の怪——同条項のジグソーパズルを解けなかったケインズ」 『国際金融』 1157 号, 外国為替貿易研究会, 42-43 頁

(横浜国立大学国際社会科学研究院准教授)